

総務委員会報告資料

令和4年2月28日

報告事項件名	頁
1 「足立区人権推進指針」改定に伴う素案の策定とパブリックコメントの実施 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 「足立区人材育成基本方針」の改定に伴う素案の策定について・・・・・・・・	3
3 令和3年度の予定価格事後公表の試行実施結果について (令和4年1月31日現在)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 足立区契約事務規則の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5 鹿浜西小学校用地及び北鹿浜小学校用地の活用方針について・・・・・・・・	22
6 (旧)入谷南小学校跡地活用に係るサウンディング型市場調査の実施 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
7 令和4年度足立区土地開発公社の事業計画及び収支予算について・・・・・・・・	別添

(総務部)

総務委員会報告資料

令和4年2月28日

件名	「足立区人権推進指針」改定に伴う素案の策定とパブリックコメントの実施について
所管部課名	総務部 総務課
内容	<p>「足立区人権推進指針」改定に伴う素案の策定とパブリックコメントの実施について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 改定の背景 人権推進のための基本的な方向性を示すため、平成21年1月に本指針を策定し、10年以上が経過した。この間、互いの個性や価値観の尊重に向けた新たな動き、またヘイトスピーチ等個別の人権課題の法整備も進んでおり、こうした状況の変化も踏まえ改定する。</p> <p>2 主な改定のポイント (1) 各施策における人権の視点をより明確化するため、既存の5つの基本的姿勢「平和」「自由」「思いやりと優しさ」「歴史や文化への理解」「連携・協力」を「自由」「平等」「多様性」の3つの柱に整理。 (2) 指針の期間を原則5年に設定し、平成30年度の区政モニターアンケートの結果をもとに、「人権が守られていると感じる区民の増加」と「障がい者や子ども等の人権課題において偏見や差別がないと感じる区民の増加」を目標に設定。 (3) 指針の推進体制整備と指針で取り上げる人権課題の各施策を点検・評価する仕組みを追加。</p> <p>3 パブリックコメントの募集期間等 (1) 募集期間 令和4年3月25日（金）～4月25日（月） (2) パブリックコメントにおける資料 「第2次足立区人権推進指針」（素案）＜別添資料＞ (3) 周知及び資料配布 ・ あだち広報による告知及び区HPによる周知。 ・ 資料を、総務課、区政情報課、戸籍住民課窓口、区民事務所窓口、中央図書館において配布。</p> <p>4 今後の予定 令和4年6月 パブリックコメントの結果及び意見に対する区の考え方を、総務委員会に報告 7月 パブリックコメントの意見を踏まえ、素案に必要な修正を加えた上で、改定を決定</p>
問題点 今後の方針	

総務委員会報告資料

令和4年2月28日

件名	「足立区人材育成基本方針」の改定に伴う素案の策定について								
所管部課名	総務部人材育成課								
内容	<p>区は、専門家や学識者をメンバーに含めた検討会を設置し、「第4期足立区人材育成基本方針」の素案を策定したため報告する。</p> <p>1 改定の背景</p> <p>これまで「第3期足立区人材育成基本方針」（平成29年2月～令和4年3月予定）に基づき、協創を推進できる人材育成に取り組んできた。</p> <p>しかし、収賄事件や情報漏洩など職員の不祥事が続き、区政に対する区民からの信頼を失墜させる事態に陥ってしまった。こうしたことを踏まえ、区政への信頼を早急に回復させ協働・協創を更に推し進めるため、改定に至った。</p> <p>2 第4期足立区人材育成基本方針（素案）の特徴</p> <p>(1) 「公務員倫理」に関する内容を追加 (2) めざす職員像「自ら学び、区民と共に考え、行動する職員」の実現に向けた体系を整理</p> <div data-bbox="427 1167 1326 1413" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">めざす職員像</p> <p style="text-align: center; background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">自ら学び、区民と共に考え、行動する職員</p> <p style="text-align: center;">(1) 常に区民から信頼される職員</p> <p style="text-align: center;">(2) 協創力で区の新しい魅力を創出・発信できる職員</p> </div> <p>柱1で、区民から信頼される職員となることを土台に、柱2と3で、協創力で区の魅力を創出・発信できる職員を育成していきます。</p> <table border="1" data-bbox="427 1518 1326 1989" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">3本の柱立て</td> <td style="background-color: #003366; color: white; text-align: center;">柱1：意識</td> <td style="background-color: #003366; color: white; text-align: center;">柱2：職場環境</td> <td style="background-color: #003366; color: white; text-align: center;">柱3：しくみ</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> 職員として求められる意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員倫理意識 ・ 危機管理意識の向上 ・ 内部統制の理解 ・ 当事者意識 ・ キャリア意識 </td> <td style="text-align: center;"> 報告、相談しやすい組織風土づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ OJTの推進 ・ 職員に対する管理監督者の適正なマネジメント ・ 多様性を認め合う組織運営 ・ メンタルヘルス対策 ・ ハラスメント対策 </td> <td style="text-align: center;"> 職員の強みを伸ばし、弱みをプラスに変える仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価を人材育成へつなぐ ・ 目標による管理の効果的活用 ・ 複線型人事制度 ・ 集合研修 ・ 自己啓発 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(素案3ページ抜粋)</p>	3本の柱立て	柱1：意識	柱2：職場環境	柱3：しくみ		職員として求められる意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員倫理意識 ・ 危機管理意識の向上 ・ 内部統制の理解 ・ 当事者意識 ・ キャリア意識 	報告、相談しやすい組織風土づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ OJTの推進 ・ 職員に対する管理監督者の適正なマネジメント ・ 多様性を認め合う組織運営 ・ メンタルヘルス対策 ・ ハラスメント対策 	職員の強みを伸ばし、弱みをプラスに変える仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価を人材育成へつなぐ ・ 目標による管理の効果的活用 ・ 複線型人事制度 ・ 集合研修 ・ 自己啓発
3本の柱立て	柱1：意識	柱2：職場環境	柱3：しくみ						
	職員として求められる意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員倫理意識 ・ 危機管理意識の向上 ・ 内部統制の理解 ・ 当事者意識 ・ キャリア意識 	報告、相談しやすい組織風土づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ OJTの推進 ・ 職員に対する管理監督者の適正なマネジメント ・ 多様性を認め合う組織運営 ・ メンタルヘルス対策 ・ ハラスメント対策 	職員の強みを伸ばし、弱みをプラスに変える仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価を人材育成へつなぐ ・ 目標による管理の効果的活用 ・ 複線型人事制度 ・ 集合研修 ・ 自己啓発 						

	<p>(3) めざす職員像を実現するために職員がとるべき具体的な行動について、3本の柱ごとに明記</p> <p>ア 柱1：意識（職員として求められる意識の醸成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員倫理意識 ・ 危機管理意識の向上 等 <p>イ 柱2：職場環境（報告、相談しやすい組織風土づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ O J Tの推進 ・ 職員に対する管理監督者の適正なマネジメント 等 <p>ウ 柱3：しくみ（職員の強みを伸ばし、弱みをプラスに変える仕組みづくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価を人材育成へつなぐ ・ 目標による管理の効果的活用 等 <p>3 人材育成基本方針の活用方法</p> <p>様々な研修の機会を捉えて全庁に周知徹底し、人材の採用から人事配置、評価などの一連の流れを通じて人材の育成を図る。</p> <p>4 施行予定</p> <p>令和4年4月</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>職層ごとに求められる能力については、引き続き検討していく。</p>

総務委員会報告資料

令和4年2月28日

件名	<p align="center">令和3年度の予定価格事後公表の試行実施結果について (令和4年1月31日現在)</p>
所管部課名	総務部 契約課
内容	<p>令和3年度に試行実施した、工事請負契約における予定価格事後公表の結果について報告する。</p> <p>1 予定価格および件数</p> <p>(1) 予定価格1億8000万円以上 11件 (再公告入札0件)</p> <p>(2) 予定価格1億円以上1億8000万円未満 28件 (再公告入札4件)</p> <p align="right">計39件 (再公告入札4件)</p> <p>2 開札結果 (内訳は別紙のとおり)</p> <p>(1) 入札参加 271者</p> <p> ア 応札 151者</p> <p> (ア) 低入札調査基準価格以下 9者 (6.0%) 【※注1】</p> <p> (イ) 最低制限価格以下 1者 (0.7%)</p> <p> (ウ) 落札範囲内 41者 (27.2%)</p> <p> (エ) 予定価格超過 100者 (66.2%)</p> <p align="right">※注1 () 内は応札者に対する比率</p> <p> イ 不参加 12者</p> <p> ウ 辞退 98者</p> <p> エ 無効 10者 (受注制限【※注2】による)</p> <p align="right">※注2 同時期の複数の入札案件のうち同一事業者が受注できる件数は1件とする。</p> <p>(2) 落札者の決定経過</p> <p> ア 初度入札で落札者を決定した件数 15件</p> <p> イ 再度入札を経て落札者を決定した件数 14件</p> <p> ウ 不落・不調件数 (うち1件は、随意契約により決定) 6件</p> <p> エ 再公告入札で落札者を決定した件数 4件</p> <p> ※ 低入札価格調査を経て落札者を決定した件数 5件</p>

	<p>(3) 落札率</p> <p>ア 最低落札率 82.42% (勤労福社会館・機械)</p> <p>イ 最高落札率 99.93% (青井小・給排水)</p> <p>ウ 平均落札率 95.24%</p> <p>(4) 予定価格と落札額との差額</p> <p>ア 最小 $\Delta 99,000$円 (青井小・給排水)</p> <p>イ 最大 $\Delta 186,538,000$円 (竹の塚温水プール・機械)</p> <p>ウ 差額計 $\Delta 578,689,100$円</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>予定価格の事後公表については、足立区公契約等審議会の答申に基づき、適切に判断していく。</p>

総務委員会報告資料

令和4年2月28日

件名	足立区契約事務規則の一部改正について
所管部課	総務部 契約課
内容	<p>足立区契約事務規則（昭和39年4月1日規則第5号）の改正にあたり、以下のとおり報告する。</p> <p>1 主な改正内容（詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり）</p> <p>（1）学校長の契約権限の拡大（第3条第2項表内、第74条表内） 物価や労務単価の上昇、消費税の税率引き上げ等の影響から、以下のとおり学校長権限の契約金額を拡大する。</p> <p>ア 物品契約について 【改正前】「20万円未満まで」 【改正後】「30万円未満まで」</p> <p>イ 工事契約について 【改正前】「50万円未満まで」 【改正後】「100万円未満まで」</p> <p>（2）予定価格の取扱いに関する規定の変更（第18条）</p> <p>ア 「予定価格を記載した書面」の取扱いを、実務に合わせて変更 【改正前】「封かんして開札場所に置かなければならない」 【改正後】「内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない」</p> <p>イ 予定価格の公表について、契約事務規則に記載 【改正前】「足立区入札・契約制度改革プラン」（平成17年1月）に基づき、一部契約の予定価格を公表 【改正後】「総務部長が別に定める契約については、当該入札執行前にその予定価格を公表することができる」旨、契約事務規則に明記。なお、現時点では予定価格の公表対象は変更なし。</p> <p>（3）その他 文言表記の統一、現行に則した文言整理 例 「または」を「又は」、「および」を「及び」など</p> <p>2 施行年月日 令和4年4月1日</p>
問題点・今後の方針	<p>一部改正に伴い、関係各課へ情報提供し、適正な契約事務が執行される仕組みづくり及び、改正後の業務に影響の大きい学校現場へ丁寧な説明を行い、スムーズな移行を目指していく。</p>

改正前	改正後
<p>足立区契約事務規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 一般競争入札</p> <p> 第1節 参加資格（第5条—第7条の2）</p> <p> 第2節 公告<u>および</u>競争（第8条—第25条）</p> <p> 第3節 落札者の決定等（第26条—第33条）</p> <p>第3章 指名競争入札（第34条—第38条）</p> <p>第4章 随意契約（第39条—第41条）</p> <p>第5章 契約の締結（第42条—第47条）</p> <p>第6章 契約の履行</p> <p> 第1節 通則（第48条—第53条）</p> <p> 第2節 監督<u>および</u>検査（第54条—73条）</p> <p>第7章 経理（第74条—第80条）</p> <p>第8章 雑則（第81条—第83条）</p> <p>付則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （用語の意義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（2） 省略</p> <p>（3） 契約担当者 区長<u>および</u>第3条第2項の規定により契約の事務を委任された者をいう。</p> <p>（4）～（7） 省略</p>	<p>足立区契約事務規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 一般競争入札</p> <p> 第1節 参加資格（第5条—第7条の2）</p> <p> 第2節 公告<u>及び</u>競争（第8条—第25条）</p> <p> 第3節 落札者の決定等（第26条—第33条）</p> <p>第3章 指名競争入札（第34条—第38条）</p> <p>第4章 随意契約（第39条—第41条）</p> <p>第5章 契約の締結（第42条—第47条）</p> <p>第6章 契約の履行</p> <p> 第1節 通則（第48条—第53条）</p> <p> 第2節 監督<u>及び</u>検査（第54条—第73条）</p> <p>第7章 経理（第74条—第80条）</p> <p>第8章 雑則（第81条—第83条）</p> <p>付則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （用語の意義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（2） 省略</p> <p>（3） 契約担当者 区長<u>及び</u>第3条第2項の規定により契約の事務を委任された者をいう。</p> <p>（4）～（7） 省略</p> <p>（8） 発注担当課 契約案件の発注業務を担当する所管課をいう。</p>

<p>(契約事務の専決、代決及び委任)</p>	<p>(契約事務の専決、代決及び委任)</p>												
<p>第3条 省略</p>	<p>第3条 省略</p>												
<p>2 次の表の左欄に掲げる契約（金額は、1件の予定価格とする。）の事務を処理する権限は、同表右欄に掲げる者に委任する。</p>	<p>2 次の表の左欄に掲げる契約（金額は、1件の予定価格とする。）の事務を処理する権限は、同表右欄に掲げる者に委任する。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="94 360 837 402">委任事項</th> <th data-bbox="846 360 1106 402">受任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="94 408 837 833"> <p>18 区立学校の所掌に係る事項に関する契約のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 30万円未満の備品の買入及び印刷製本契約</p> <p>イ 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で<u>50万円</u>未満のもの（特別な技術を要するものは、この限りではない。）</p> <p>ウ <u>20万円</u>未満の物品の買入・修繕及び車両等の供給契約</p> <p>エ 5,000円未満の不用品売却契約</p> </td> <td data-bbox="846 408 1106 833"> <p><u>教育委員会教育長</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 839 837 1171"> <p>19 区立認定こども園の所掌に係る事項に関する契約のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で30万円未満のもの（特別な技術を要するものは、この限りではない。）</p> <p>イ 10万円未満の物品の買入・修繕及び車両等の供給契約</p> </td> <td data-bbox="846 839 1106 1171"></td> </tr> </tbody> </table>	委任事項	受任者	<p>18 区立学校の所掌に係る事項に関する契約のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 30万円未満の備品の買入及び印刷製本契約</p> <p>イ 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で<u>50万円</u>未満のもの（特別な技術を要するものは、この限りではない。）</p> <p>ウ <u>20万円</u>未満の物品の買入・修繕及び車両等の供給契約</p> <p>エ 5,000円未満の不用品売却契約</p>	<p><u>教育委員会教育長</u></p>	<p>19 区立認定こども園の所掌に係る事項に関する契約のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で30万円未満のもの（特別な技術を要するものは、この限りではない。）</p> <p>イ 10万円未満の物品の買入・修繕及び車両等の供給契約</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 360 1877 402">委任事項</th> <th data-bbox="1886 360 2145 402">受任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 408 1877 833"> <p>18 区立学校の所掌に係る事項に関する契約のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 30万円未満の備品の買入及び印刷製本契約</p> <p>イ 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で<u>100万円</u>未満のもの（特別な技術を要するものは、この限りでない。）</p> <p>ウ <u>30万円</u>未満の物品の買入・修繕及び車両等の供給契約</p> <p>エ 5,000円未満の不用品売却契約</p> </td> <td data-bbox="1886 408 2145 833"> <p><u>区立小中学校長</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 839 1877 1171"> <p>19 区立認定こども園の所掌に係る事項に関する契約のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で30万円未満のもの（特別な技術を要するものは、この限りでない。）</p> <p>イ 10万円未満の物品の買入・修繕及び車両等の供給契約</p> </td> <td data-bbox="1886 839 2145 1171"> <p><u>区立認定こども園長</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	委任事項	受任者	<p>18 区立学校の所掌に係る事項に関する契約のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 30万円未満の備品の買入及び印刷製本契約</p> <p>イ 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で<u>100万円</u>未満のもの（特別な技術を要するものは、この限りでない。）</p> <p>ウ <u>30万円</u>未満の物品の買入・修繕及び車両等の供給契約</p> <p>エ 5,000円未満の不用品売却契約</p>	<p><u>区立小中学校長</u></p>	<p>19 区立認定こども園の所掌に係る事項に関する契約のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で30万円未満のもの（特別な技術を要するものは、この限りでない。）</p> <p>イ 10万円未満の物品の買入・修繕及び車両等の供給契約</p>	<p><u>区立認定こども園長</u></p>
委任事項	受任者												
<p>18 区立学校の所掌に係る事項に関する契約のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 30万円未満の備品の買入及び印刷製本契約</p> <p>イ 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で<u>50万円</u>未満のもの（特別な技術を要するものは、この限りではない。）</p> <p>ウ <u>20万円</u>未満の物品の買入・修繕及び車両等の供給契約</p> <p>エ 5,000円未満の不用品売却契約</p>	<p><u>教育委員会教育長</u></p>												
<p>19 区立認定こども園の所掌に係る事項に関する契約のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で30万円未満のもの（特別な技術を要するものは、この限りではない。）</p> <p>イ 10万円未満の物品の買入・修繕及び車両等の供給契約</p>													
委任事項	受任者												
<p>18 区立学校の所掌に係る事項に関する契約のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 30万円未満の備品の買入及び印刷製本契約</p> <p>イ 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で<u>100万円</u>未満のもの（特別な技術を要するものは、この限りでない。）</p> <p>ウ <u>30万円</u>未満の物品の買入・修繕及び車両等の供給契約</p> <p>エ 5,000円未満の不用品売却契約</p>	<p><u>区立小中学校長</u></p>												
<p>19 区立認定こども園の所掌に係る事項に関する契約のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 工事（建物の従物又は工作物の修繕を含む。）に係る契約（単価契約を除く。）で30万円未満のもの（特別な技術を要するものは、この限りでない。）</p> <p>イ 10万円未満の物品の買入・修繕及び車両等の供給契約</p>	<p><u>区立認定こども園長</u></p>												
<p>第2章 一般競争入札</p> <p>第1節 参加資格</p> <p>(参加資格)</p> <p>第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、次の資格を具備したものでなければならない。ただし、<u>売却</u>、貸付の場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>	<p>第2章 一般競争入札</p> <p>第1節 参加資格</p> <p>(参加資格)</p> <p>第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、次の資格を具備したものでなければならない。ただし、<u>売却又は貸付</u>の場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>												

<p>2 省略</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、工事、製造その他の契約の種類に応じ、参加資格として必要な工事、製造の完成高<u>または</u>販売高、経営規模、経営比率等は、別に定める。</p> <p>(証明書の提出)</p> <p>第6条 一般競争入札をしようとする者には、開札前に、次の証明書<u>または</u>、宣誓書を提出させなければならない。</p> <p>(1) 政令第167条の4第1項に規定する欠格条項に該当しないこと<u>および</u>前条第1項第1号の資格に関する官公署の長の証明する書類<u>または</u>入札者の宣誓書</p> <p>(2) 工事にあつては、入札者の見積る契約金額が<u>100万円</u>以上の場合には、前号のほか、前条第1項第2号に関する当該官公署、公団、会社等の法人の証明書</p> <p>2 前項第1号の証明書<u>または</u>宣誓書は、その証明を受けた日<u>または</u>宣誓をした日の属する会計年度中(当該入札の属する会計年度開始前3月を含む)これを有効とする。ただし、契約担当者は、必要に応じ更に提出させることができる。</p> <p>第2節 公告<u>および</u>競争 (入札保証金)</p> <p>第10条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の3以上(公有財産売却システムによる入札の場合にあつては、予定価格の100分の10以上)の入札保証金を納めさせなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部<u>または</u>一部を免除することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 適正な参加資格を有する者で、過去2カ年の間に本区<u>もしくは</u>他の地</p>	<p>2 省略</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、工事、製造その他の契約の種類に応じ、参加資格として必要な工事、製造の完成高<u>又は</u>販売高、経営規模、経営比率等は、別に定める。</p> <p>(証明書の提出)</p> <p>第6条 一般競争入札をしようとする者には、開札前に、次の証明書<u>又は</u>宣誓書を提出させなければならない。</p> <p>(1) 政令第167条の4第1項に規定する欠格条項に該当しないこと<u>及び</u>前条第1項第1号の資格に関する官公署の長の証明する書類<u>又は</u>入札者の宣誓書</p> <p>(2) 工事にあつては、入札者の見積る契約金額が<u>130万円</u>以上の場合には、前号のほか、前条第1項第2号に関する当該官公署、公団、会社等の法人の証明書</p> <p>2 前項第1号の証明書<u>又は</u>宣誓書は、その証明を受けた日<u>又は</u>宣誓をした日の属する会計年度中(当該入札の属する会計年度開始前3月を含む)これを有効とする。ただし、契約担当者は、必要に応じ更に提出させることができる。</p> <p>第2節 公告<u>及び</u>競争 (入札保証金)</p> <p>第10条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の3以上(公有財産売却システムによる入札の場合にあつては、予定価格の100分の10以上)の入札保証金を納めさせなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部<u>又は</u>一部を免除することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 適正な参加資格を有する者で、過去2カ年の間に本区<u>若しくは</u>他の</p>
--	--

<p>方公共団体または国と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(入札保証金の納入)</p> <p>第11条 入札に参加しようとする者は、前条の入札保証金を、入札の公告において示された場所、期限および手続きにしたがい納入しなければならない。</p> <p>(入札保証保険証券の提出)</p> <p>第12条 契約担当者は、第10条第2項第1号に基づき入札保証金の全部または一部を免除するときは、当該入札保証保険契約にかかる保険証券を提出させなければならない。</p> <p>(入札保証金に代る担保)</p> <p>第13条 入札保証金は、次に掲げるものを担保として代用することができる。</p> <p>(1) 国債および地方債</p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>(担保の価値)</p> <p>第14条 前条各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 国債および地方債 その債権金額</p> <p>(2)～(7) 省略</p> <p>(担保提供の方法等)</p> <p>第15条 第13条の担保をもつて、入札保証金の代用をしようとするものには、当該代用担保を入札の公告において明示された場所、期限および手続きにしたがい提出させなければならない。</p> <p>第16条 第13条第1項第7号の定期預金債権を担保として代用しようとする者には、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権にかかる債務者である金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。</p>	<p>地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(入札保証金の納入)</p> <p>第11条 入札に参加しようとする者は、前条の入札保証金を、入札の公告において示された場所、期限及び手続きに従い納入しなければならない。</p> <p>(入札保証保険証券の提出)</p> <p>第12条 契約担当者は、第10条第2項第1号に基づき入札保証金の全部又は一部を免除するときは、当該入札保証保険契約にかかる保険証券を提出させなければならない。</p> <p>(入札保証金に代る担保)</p> <p>第13条 入札保証金は、次に掲げるものを担保として代用することができる。</p> <p>(1) 国債及び地方債</p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>(担保の価値)</p> <p>第14条 前条各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 国債及び地方債 その債権金額</p> <p>(2)～(7) 省略</p> <p>(担保提供の方法等)</p> <p>第15条 <u>契約担当者は、</u>第13条の担保をもつて、入札保証金の代用をしようとするものには、当該代用担保を入札の公告において明示された場所、期限及び手続きに従い提出させなければならない。</p> <p>第16条 <u>契約担当者は、</u>第13条第1項第7号の定期預金債権を担保として代用しようとする者には、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権にかかる債務者である金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。</p>
--	--

<p>2 入札保証金に代わる担保として提出される物が、記名証券である場合については、<u>売却承諾書および白紙委任状を添付させなければならない。</u> (小切手の現金化等)</p> <p>第17条 契約担当者は、第13条第1項第5号の小切手を代用担保として提出があつた場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、関係の金銭出納員に通知し、当該金銭出納員をしてその取り立て<u>および当該取り立てにかかる現金の保管をさせ、または当該小切手に代わる入札保証金の納付もしくは入札保証金に代わる担保の提供を求めなければならない。</u></p> <p>2 省略 (予定価格の作成)</p> <p>第18条 一般競争入札に付そうとするときは、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等（電子入札案件にあつては、当該仕様書、設計書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）によつて予定し、その予定価格を記載した書面を封かんして開札場所に置かなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、同項の規定により予定価格を記載した書面を封かんして開札場所に置くことに代えて、予定価格を電子調達サービスに、公有財産売却システム案件にあつては、公有財産売却システムに登録しなければならない。</p> <p>(予定価格の決定方法)</p> <p>第19条 予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の場合<u>または総額をもつて定めることが不利と認められる契約の場合にお</u></p>	<p>2 入札保証金に代わる担保として提出される物が、記名証券である場合については、<u>売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。</u> (小切手の現金化等)</p> <p>第17条 契約担当者は、第13条第1項第5号の小切手を代用担保として提出があつた場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、関係の金銭出納員に通知し、当該金銭出納員をしてその取り立て<u>及び当該取り立てにかかる現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金に代わる担保の提供を求めなければならない。</u></p> <p>2 省略 (予定価格の作成)</p> <p>第18条 一般競争入札に付そうとするときは、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等（電子入札案件にあつては、当該仕様書、設計書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）によつて予定し、その予定価格を記載した書面を<u>内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、総務部長が別に定める契約については、当該入札執行前にその予定価格を公表することができる。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、同項の規定により予定価格を記載した書面を<u>内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置くことに代えて、予定価格を電子調達サービスに、公有財産売却システム案件にあつては、公有財産売却システムに登録しなければならない。</u></p> <p>(予定価格の決定方法)</p> <p>第19条 予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の場合<u>又は総額をもつて定めることが不利と認められる契約の場合におい</u></p>
--	---

<p>いては、単価についてその予定価格を定めることができる。</p> <p>2 予定価格は、契約の目的となる物件または役務について取引の実例価格需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。</p> <p>(入札保証金等の返還)</p> <p>第24条 入札保証金または入札保証金に代わる担保ならびに第16条に規定する書類は、次の区分により納入（提出者）者に返還する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(再度入札)</p> <p>第25条 政令第167条の8第3項の規定に基づき、再度の入札をするときは、初度の入札に対する保証金をもって再度の入札に対する保証金とみなす。</p> <p>第3節 落札者の決定等</p> <p>(落札者)</p> <p>第26条 売却および貸付の場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。</p> <p>2 省略</p> <p>(最低価格の入札者を落札者とししない場合)</p> <p>第27条 政令第167条の10第1項の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が100万円以上の工事、製造その他の請負に関する契約とする。</p> <p>2 省略</p> <p>(再度公告入札の公告期間)</p> <p>第32条 契約担当者は、入札者もしくは落札者が<u>ない場合</u>または落札者が契約を締結しない場合で更に入札に付そうとするときは、第8条に定める公告の期間を5日まで短縮することができる。</p> <p>第3章 指名競争入札</p>	<p>ては、単価についてその予定価格を定めることができる。</p> <p>2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。</p> <p>(入札保証金等の返還)</p> <p>第24条 入札保証金又は入札保証金に代わる担保並びに第16条に規定する書類は、次の区分により納入（提出者）者に返還する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(再度入札)</p> <p>第25条 政令第167条の8第4項の規定に基づき、再度の入札をするときは、初度の入札に対する保証金をもって再度の入札に対する保証金とみなす。</p> <p>第3節 落札者の決定等</p> <p>(落札者)</p> <p>第26条 売却及び貸付の場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。</p> <p>2 省略</p> <p>(最低価格の入札者を落札者とししない場合)</p> <p>第27条 政令第167条の10第1項の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が130万円以上の工事、製造その他の請負に関する契約とする。</p> <p>2 省略</p> <p>(再度公告入札の公告期間)</p> <p>第32条 契約担当者は、入札者若しくは落札者が<u>ない場合</u>又は落札者が契約を締結しない場合で更に入札に付そうとするときは、第8条に定める公告の期間を5日まで短縮することができる。</p> <p>第3章 指名競争入札</p>
--	---

<p>(参加資格等)</p> <p>第34条 売却<u>および</u>貸付に関する契約以外の契約につき、指名競争入札に付するときは、引き続き1年以上当該営業を営んでいる者のうち適当と認める者を入札者として指定するものとする。</p> <p>2 区長は、定期<u>または</u>臨時に指名競争入札に参加しようとする者からの申請をまつて、その者が適正な参加資格を有するか否かを審査しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する申請の時期<u>および</u>方法等については、別に公示してこれを行なうものとする。</p> <p>(一般競争入札に関する規定の準用)</p> <p>第38条 第5条第2項、第3項<u>および</u>第7条<u>ならびに</u>第10条から第31条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。</p> <p>第4章 随意契約</p> <p>省略</p> <p>第5章 契約の締結</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第42条 契約担当者は、競争により落札者が決定したとき<u>または</u>随意契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を2通作成しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 契約書は、契約担当者が記名押印した<u>ときは</u>、当該契約書の1通を当該契約の相手方に交付するものとする。</p> <p>(契約書の記載事項)</p> <p>第43条 契約書には、<u>当該契約の目的、契約金額、履行期限または期間、契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質<u>または</u>目的により該当のない事項については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 契約履行の場所</p>	<p>(参加資格等)</p> <p>第34条 売却<u>及び</u>貸付に関する契約以外の契約につき、指名競争入札に付するときは、引き続き1年以上当該営業を営んでいる者のうち適当と認める者を入札者として指定するものとする。</p> <p>2 区長は、定期<u>又は</u>臨時に指名競争入札に参加しようとする者からの申請をまつて、その者が適正な参加資格を有するか否かを審査しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する申請の時期<u>及び</u>方法等については、別に公示してこれを行なうものとする。</p> <p>(一般競争入札に関する規定の準用)</p> <p>第38条 第5条第2項、第3項<u>及び</u>第7条<u>並びに</u>第10条から第31条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。</p> <p>第4章 随意契約</p> <p>省略</p> <p>第5章 契約の締結</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第42条 契約担当者は、競争により落札者が決定したとき<u>又は</u>随意契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を2通作成しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 契約書は、契約担当者が記名押印した<u>後に</u>、当該契約書の1通を当該契約の相手方に交付するものとする。</p> <p>(契約書の記載事項)</p> <p>第43条 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質<u>又は</u>目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 契約の目的</p> <p>(2) 契約金額</p> <p>(3) 履行期限<u>又は</u>期間</p>
--	--

- (2) 契約代金の支払または受領の時間および方法
- (3) 監督および検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

第6章 契約の履行

第1節 通則

(売払代金の完納時期)

第48条 財産の売払代金は、法令に特別の規定がある場合を除くほか、当該売払にかかる財産の引渡のときまでまたは移転の登記もしくは登録のときまでに完納させなければならない。

(部分払)

第51条 本区の検査に合格した工事または製造の請負その他の契約にかかる既済部分または物品の購入契約にかかる既納部分に対し、その完済前または完納前に代価の一部を債権者に支払うことができる。

2 省略

3 前条の規定により前金払をした工事について、前項の規定により部分払をするときは、同項の規定により支払うべき金額から、前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除して支払うものとする。

第2節 監督および検査

(監督の方法)

- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行遅滞その他債務不履行の場合における損害遅延金、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

第6章 契約の履行

第1節 通則

(売払代金の完納時期)

第48条 契約担当者は、財産の売払代金を、法令に特別の規定がある場合を除くほか、当該売払にかかる財産の引渡しのときまで又は移転の登記若しくは登録のときまでに完納させなければならない。

(部分払)

第51条 検査に合格した工事若しくは製造の請負その他の契約にかかる既済部分又は物品の購入契約にかかる既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を債権者に支払うことができる。

2 省略

3 第50条の規定により前金払をした工事について、前項の規定により部分払をするときは、同項の規定により支払うべき金額から、前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除して支払うものとする。

第2節 監督及び検査

(監督の方法)

第54条 1～3 省略

(監督員の報告)

第55条 前条第1項の監督員の所属する課の課長は、契約担当者に対して、随時監督の実施状況について報告しなければならない。

2 以下略

(検査の方法)

第56条 省略

2 区長は、検査員に事故があるとき又は件名を限り特別検査を必要とするとき_____は、別に検査員を命ずることができる。

3 以下略

(監督又は検査の準備)

第59条 契約担当者は、監督又は検査に必要な関係書類(電子入札案件にあつては、当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)をあらかじめ監督員又は検査員に交付して、その準備をさせなければならない。

(検査の立会)

第61条 検査員が検査を執行するときは、遅滞なく契約の相手方および第72条に規定する立会員の立会を求め、検査を開始しなければならない。この場合において、契約の相手方が立ち会わないときは、欠席のまま検査することができる。

(兼職禁止)

第66条 監督員または検査員は、特別の必要がある場合を除き、相互にこれを兼ねることができない。

第54条 1～3 省略

4 第1項で定める監督員(政令第167条の15第4項の規定に基づき監督を委託された者を除く。)は、発注担当課の所属職員(発注担当課が所属する部の部長が特に必要があると認める場合は当該部長が指定する職員)とする。

(監督員の報告)

第55条 発注担当課の課長は、契約担当者に対して、随時監督の実施状況について報告しなければならない。

2 以下略

(検査の方法)

第56条 省略

2 区長は、検査員に事故があるとき、件名を限り特別検査を必要とするときその他必要があるときは、別に検査員を命ずることができる。

3 以下略

(監督又は検査の準備)

第59条 発注担当課の課長は、監督又は検査に必要な関係書類(電子入札案件にあつては、当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)をあらかじめ監督員又は検査員に交付して、その準備をさせなければならない。

(検査の立会)

第61条 検査員が検査を執行するときは、遅滞なく契約の相手方及び第72条に規定する立会員の立会を求め、検査を開始しなければならない。この場合において、契約の相手方が立ち会わないときは、欠席のまま検査することができる。

(兼職禁止)

第66条 監督員又は検査員は、特別の必要がある場合を除き、相互にこれを兼ねることができない。

<p>(検査証の処理、復命)</p> <p>第68条 検査員は、検査証正本を契約の相手方に、検査証副本を物品出納機関または<u>工事の契約締結請求者に</u>交付し、検査証原本で総務部長（第3条第1項の専決権者が総務部契約課長となる契約にあつては総務部契約課長）に復命しなければならない。</p> <p>(合格物件の引取)</p> <p>第69条 検査に合格した物件は、前条の復命があつたとき、直ちに当該物件の引渡しをうけ、物品にあつては所属物品出納機関、その他にあつては契約担当者<u>または契約締結請求者が</u>引き取らなければならない。</p> <p>(検査不合格の場合の措置)</p> <p>第70条 検査員は、不合格となつたものについて、改造、補修<u>または</u>引換をさせる必要があると認めるときは、その期限<u>または</u>工事期間内の場合を除き、契約担当者の許可を受けなければならない。ただし、10日以内に限り、あらかじめ許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>2 検査員は、前項の改造、補修<u>または</u>引換をさせるときは、検査証にその期限<u>および</u>内容を記載しなければならない。</p> <p>3 検査員は、第1項の改造、補修<u>または</u>引換をさせたものについて再検査をしたときは、その期限、既往検査月日<u>および</u>検査内容を検査証に詳記しなければならない。</p> <p>(立会)</p> <p>第72条 検査員の行なう検査には、次の区分にしたがい、検査に立ち合わせなければならない。</p> <p>(1) 物品にあつては所属出納機関<u>または</u>その指定する者</p> <p>(2) 財産にあつては、契約締結請求者</p> <p>(3) 工事、製造、その他の請負にあつては<u>部長、室長の指定する職員</u></p>	<p>(検査証の処理、復命)</p> <p>第68条 検査員は、検査証正本を契約の相手方に、検査証副本を物品出納機関<u>又は</u>工事の契約締結請求者に交付し、検査証原本で総務部長（第3条第1項の専決権者が総務部契約課長となる契約にあつては総務部契約課長）に復命しなければならない。</p> <p>(合格物件の引取)</p> <p>第69条 検査に合格した物件は、前条の復命があつたとき、直ちに当該物件の引渡しをうけ、物品にあつては所属物品出納機関、その他にあつては契約担当者<u>又は</u>契約締結請求者が引き取らなければならない。</p> <p>(検査不合格の場合の措置)</p> <p>第70条 検査員は、不合格となつたものについて、改造、補修<u>又は</u>引換をさせる必要があると認めるときは、その期限<u>又は</u>工事期間内の場合を除き、契約担当者の許可を受けなければならない。ただし、10日以内に限り、あらかじめ許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>2 検査員は、前項の改造、補修<u>又は</u>引換をさせるときは、検査証にその期限<u>及び</u>内容を記載しなければならない。</p> <p>3 検査員は、第1項の改造、補修<u>又は</u>引換をさせたものについて再検査をしたときは、その期限、既往検査月日<u>及び</u>検査内容を検査証に詳記しなければならない。</p> <p>(立会)</p> <p>第72条 検査員の行なう検査には、次の区分にしたがい、検査に立ち合わせなければならない。</p> <p>(1) 物品にあつては所属出納機関<u>又は</u>その指定する者</p> <p>(2) 財産にあつては、契約締結請求者</p> <p>(3) 工事、製造、その他の請負にあつては<u>発注担当課の所属職員（発注担当課が所属する部の部長が特に必要があると認める場合は当該部長が指定する職員）</u></p>
--	---

2 物品であつて、持込現場で直ちに請求元に引き渡さなければならないものの検査にあつては、請求元の長が、その所属職員に立会をさせなければならない。

3 以下略
(立会員の意見)

第73条 省略

2 立会員は、検査について、検査員と意見が一致しないときまたは疑義のあるときは、その旨を契約担当者に報告しなければならない。

第7章 経理
(契約締結の請求)

第74条 次の表の左欄に掲げる者(以下「請求者」という。)は、その所管する事業の執行に関し、同表右欄に掲げる範囲の契約の締結が必要であるときは、所定の様式でこれを契約担当者に請求しなければならない。

請求者	契約の範囲
課長(区立学校長及び区立認定こども園長を除く。)	工事、製造に係る契約又は物品の売買、修繕及び車両等の供給その他の契約
区立学校長	1件30万円未満の備品の <u>購買</u> 及び印刷製本契約、1件50万円未満の工事及び1件20万円未満の物品の <u>購買</u> 、修繕その他の契約又は1件5,000円未満の不用品売却契約
区立認定こども園長	1件30万円未満の工事及び1件10万円未満の物品の <u>購買</u> 、修繕その他の契約

(契約締結の通知)

第79条 1～2 省略

第8章 雑則
(契約解除等の通告)

2 物品であつて、持込現場で直ちに請求元に引き渡さなければならないものの検査にあつては、発注担当課の所属職員(発注担当課が所属する部の部長が特に必要があると認める場合は当該部長が指定する職員)に立会をさせなければならない。

3 以下略
(立会員の意見)

第73条 省略

2 立会員は、検査について、検査員と意見が一致しないとき又は疑義のあるときは、その旨を契約担当者に報告しなければならない。

第7章 経理
(契約締結の請求)

第74条 次の表の左欄に掲げる者(以下「請求者」という。)は、その所管する事業の執行に関し、同表右欄に掲げる範囲の契約の締結が必要であるときは、所定の様式でこれを契約担当者に請求しなければならない。

請求者	契約の範囲
課長(区立学校長及び区立認定こども園長を除く。)	工事、製造に係る契約又は物品の売買、修繕及び車両等の供給その他の契約
区立小中学校長	1件30万円未満の備品の <u>買入</u> 及び印刷製本契約、1件100万円未満の工事及び1件30万円未満の物品の <u>買入</u> 、修繕その他の契約又は1件5,000円未満の不用品売却契約
区立認定こども園長	1件30万円未満の工事及び1件10万円未満の物品の <u>買入</u> 、修繕その他の契約

(請求者への通知)

第79条 1～2 省略

第8章 雑則
(契約解除等の通告)

第81条 省略

2 前項の場合において、契約の相手方がその書面の受領を拒みまたはその住所および居所がともに知れないときは、送達に代えて、官報、本区公報、新聞その他の方法によつて公告するものとする。

第81条 省略

2 前項の場合において、契約の相手方がその書面の受領を拒み又はその住所及び居所がともに知れないときは、送達に代えて、官報、本区公報、新聞その他の方法によつて公告するものとする。

付 則 (令和4年 月 日規則第 号)

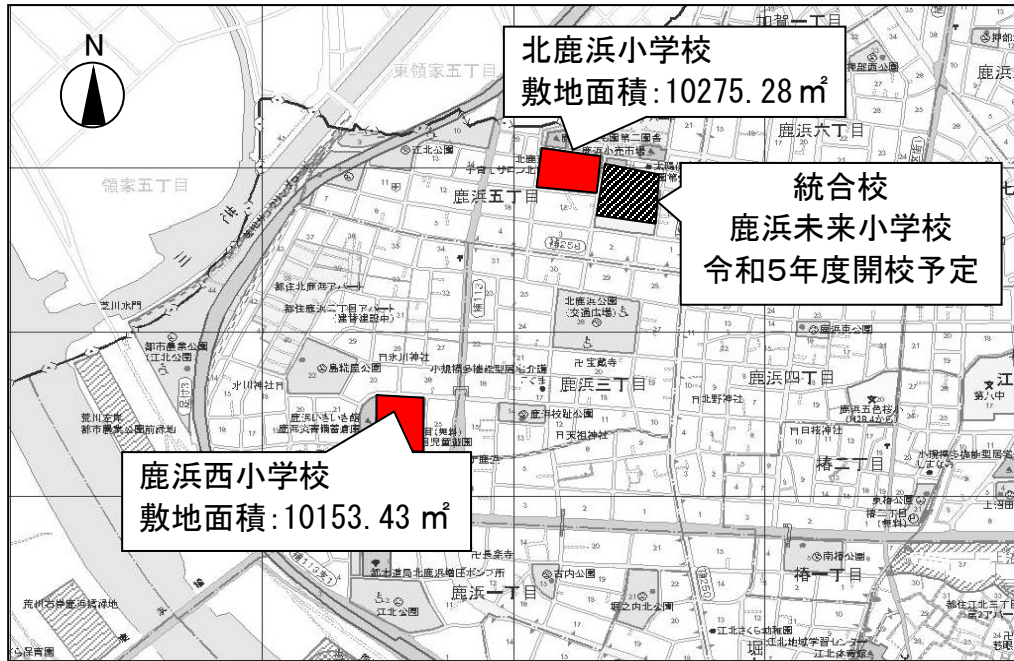
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

総務委員会報告資料

令和4年2月28日

件名	鹿浜西小学校用地及び北鹿浜小学校用地の活用方針について																											
所管部課名	総務部 資産管理課、資産活用担当課、地域のちから推進部 地域調整課、 総合防災対策室 災害対策課、調整担当課、都市建設部 交通対策課、 学校運営部 学校施設管理課																											
内 容	<p>1 鹿浜西小学校用地の活用方針について 鹿浜西小学校用地については、地元要望及びサウンディング型市場調査結果を踏まえ、スーパーマーケット等の商業施設として活用していく。 なお、避難所機能の設置については公募条件に盛り込み、募集要領公表までに具体的な規模等の検討を進めていく。</p> <p>2 北鹿浜小学校用地の活用方針について 北鹿浜小学校用地については、統合校、幼稚園等の周辺環境を鑑み、サウンディング型市場調査結果を踏まえ、文教施設として活用していく。 なお、サウンディング型市場調査時に活用を希望していた事業者については、公募条件等が整わなかったため、再度、公募に向けた具体的な条件等を整理していく。</p> <p>3 今後のスケジュール（予定）について</p> <p>(1) 鹿浜西小学校用地（スーパーマーケット等の商業施設で活用）</p> <table border="1" data-bbox="416 1256 1369 1603"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>足立区</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>活用方針の決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>公募による事業者選定</td> <td>優先交渉権者決定</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>統合校開校、解体工事</td> <td>設計</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>土地貸付</td> <td>新築工事</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td></td> <td>開設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 北鹿浜小学校用地（文教施設で活用）</p> <table border="1" data-bbox="416 1715 1369 1906"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>足立区</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>活用方針の決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度以降</td> <td>公募条件等の整理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年 度	足立区	事業者	令和3年度	活用方針の決定		令和4年度	公募による事業者選定	優先交渉権者決定	令和5年度	統合校開校、解体工事	設計	令和6年度	土地貸付	新築工事	令和7年度以降		開設	年 度	足立区	事業者	令和3年度	活用方針の決定		令和4年度以降	公募条件等の整理	
年 度	足立区	事業者																										
令和3年度	活用方針の決定																											
令和4年度	公募による事業者選定	優先交渉権者決定																										
令和5年度	統合校開校、解体工事	設計																										
令和6年度	土地貸付	新築工事																										
令和7年度以降		開設																										
年 度	足立区	事業者																										
令和3年度	活用方針の決定																											
令和4年度以降	公募条件等の整理																											

案内図



参考 これまでの経緯

- 令和元年 6月 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合が決定
- 令和2年12月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より要望書提出
- 令和3年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和3年10月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より跡利用に対する要望・意見提出
- 令和3年12月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の跡利用説明会開催

問題点
今後の方針

公募に向けて条件等を整理し、地域や議会の理解が得られるよう丁寧な対応に努めていく。

総務委員会報告資料

令和4年2月28日

件名	(旧)入谷南小学校跡地活用に係るサウンディング型市場調査の実施について
所管部課名	総務部 資産活用担当課、資産管理課、総合防災対策室 災害対策課 みどりと公園推進室 みどり推進課、 地域のちから推進部 スポーツ振興課
内容	<p>(旧)入谷南小学校跡地の活用については、基本構想(案)策定後に社会情勢の悪化から検討を休止していたが、複数の民間事業者から活用意向について問い合わせが認められたため、災害拠点や保管用倉庫等の整備も含めた活用方針を検討するため、改めて民間事業者によるサウンディング型市場調査を実施する。</p> <p>1 サウンディング型市場調査について</p> <p>(1) 調査対象事業者 「(旧)入谷南小学校跡地活用基本構想(案)」で定められた災害拠点及び保管用倉庫等の建設も含めた提案が可能な事業者</p> <p>(2) 調査期間(予定) 令和4年3月14日(月)から18日(金)まで</p> <p>(3) 調査内容 ア 出店予定の施設及び敷地の活用について イ 災害拠点及び保管用倉庫等の整備について ウ 地域貢献について</p> <p>2 跡地活用の基本的な考え方について</p> <p>※ 「(旧)入谷南小学校跡地活用基本構想(案)(令和3年2月策定)」より抜粋</p> <p>(1) 大規模災害の発生に備えた災害拠点機能 (2) 本庁舎が災害により甚大な被害を被った場合の代替施設機能 (3) 区有施設の更新時等に必要となる保管用倉庫機能 (4) 地域から求められる諸機能 (5) 舎人一号公園との連携機能</p> <p>3 今後のスケジュール(予定)について</p> <p>令和 4年 3月 サウンディング型市場調査の実施 4月 サウンディング型市場調査の結果公表 5月 地元説明会の開催、活用方針の決定</p>

	<p>参考 これまでの経緯</p> <p>昭和57年 3月 学校建設竣工</p> <p>平成13年 3月 学校統合により廃校。以降、KITクラブ21や地域団体などの利用をはじめ、学校施設管理課が管理する倉庫として利用を継続。</p> <p>平成30年 8月 体育館天井から仕上げ材が剥落し、体育館の利用を停止。</p> <p>令和 元年12月 校舎解体工事着手</p> <p>令和 3年 2月 基本構想（案）の策定</p> <p>令和 3年 3月 校舎解体工事完了</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、災害拠点及び保管用倉庫等の建設も含めた条件等を整理し、早急に活用方針を固めていく。</p>